

日欧の個人データ移転に係る相互認証の時期について

平成 30 年 12 月 26 日
個人情報保護委員会

- 欧州委員会による十分性認定については、12 月 4 日に開催された EDPB（欧州データ保護会議）の会議において、欧州委員会が提案した日本の十分性認定案を歓迎する意見を採択したところ、事務的な手続きのため、欧州委員会による最終決定が 1 月中になると見込まれています。
- 我が国としても、個人情報保護法第 24 条に基づく EU 指定に係る委員会決定の日程を、欧州側の日程に合わせて行う予定となっています。
- なお、十分性認定については、12 月 11 日に行われた欧州議会本会議においても、議員から賛成の意見が示されています。

（以 上）